

●あずみの里裁判 控訴審判決のポイント

(1) 一審の事実誤認

- 一審は明らかに事実誤認。「予見可能性」を適切に捉えていない。入所者がドーナツで窒息する危険性や死亡する結果を予見できる可能性は低かった

(2) 速やかに

- Yさんが起訴されて5年以上が経過しており、死因検討に時間を要さず速やかに一審判決を破棄すべき
- 被告のYさんに「無罪」を言い渡す(破棄自判)

(3) ドーナツは入所後も食べていた

- ドーナツは無くなった老女が入所後も食べていた通常の食品。窒息の危険性は低かった。

(4) おやつのお申し送りは介護職

- おやつをゼリー状のものに変更する申し送りは介護職員間の情報共有。看護職のYさんは容易に知り得ない。

(5) おやつのお形態確認義務

- 一審で有罪とした、おやつのお形状を確認せずにドーナツを提供したことが、刑法上の注意義務に反するとはいえない。

●おやつと食事の意義と有用性

- 間食(おやつ)を含めて食事は、人の健康や身体活動を維持するためだけではなく精神的な満足感や安らぎを得るために有用かつ重要であるから、その人の身体的リスク等に応じて幅広く様々な食物を摂取することは人にとって有用かつ必要である。